

「生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会」の
会議の公開に関する取扱（案）

1 会議公開について(附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針 第7条、附属機関等の
会議の公開に関する基準 第2条、第3条、第6条)

- ①会議（全体会議、専門部会）は公開を原則とする。
- ②会議の日程を、開催日の1週間前を目処に市のホームページ等で公表する。

2 傍聴について(附属機関等の会議の公開に関する基準 第4条)

- ①傍聴は原則として許可する。
- ②傍聴の定員は会場の都合等を考慮して行う。(会場の大きさによるが、概ね5名程度)
- ③傍聴希望者が定員を超えたときは、先着順とする。
- ④傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前からとし、受付を開始した時点で傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- ⑤傍聴者に会議資料を配布する。
- ⑥許可なく傍聴者からの発言は認めない。
- ⑦許可なく傍聴者の写真撮影、録画、録音等を認めない。

3 会議資料等の公表(附属機関等の会議の公開に関する基準 第7条)

- ①公表する資料
 - ・会議で配布した資料
 - ・会議録
 - －会議録は要点筆記とし、発言者（委員名）を表記する。
- ②公表する時期
 - 会議終了後できるだけ速やかに作成し、公表する。
- ③公表の方法
 - 市ホームページ及び事務局（都市計画課）への備付けにより公表する。